

# 適用除外の 屋外広告物

適用除外の屋外広告物の種類と内容、そして禁止地域等での取扱いは次のとおりです。

このうち、自家広告物については次の頁に基準を掲載してあります。

△許可が必要な場合もある

屋外広告物の区分	内 容	禁止地域 等でも 出せる	禁止物件 でも 出せる	立看板等の 禁止物件 でも出せる	許可不要 で 出せる	守るべき基準や条件など
法令の規定により表示する広告物	建築基準法、道路法、その他の法令の規定に基づき表示するもの	○	○	○	○	
選挙運動のために表示する広告物	公職選挙法による選挙運動期間中に、同法の規定に基づき表示するもの	○	○	○	○	
国等が表示する広告物	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの	○	○	○	○	次のいずれにも該当する場合は協議が必要 ・建造物又はその敷地以外の場所に表示し、又は設置されるもの ・表示し、又は設置しようとする期間が1年を超えるもの ・上端の高さが地上から10mを超え、又は表示面積が10m <sup>2</sup> を超えるもの
寄贈者名を表示するための広告物	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの	○	○	○	○	表示面積は、表示方向から見た施設等の面積の20分の1以下で、かつ0.5m <sup>2</sup> 以下
自家広告物	自己の氏名、名称、店名、若しくは商標又は自己の事業の内容を、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するもの	○	×	×	△	次頁の基準表による
管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの	○	×	×	○	1個の表示面積は2m <sup>2</sup> 以下であること
禁止物件の管理用広告物	禁止物件にその所有者等が管理上の必要に基づき表示するもの	○	○	○	—	1個の表示面積は2m <sup>2</sup> 以下であること
禁止物件の自家広告物	禁止物件にその所有者等が自己の氏名、名称、店名、事業内容などを表示するもの	×	○	×	×	石垣、擁壁→5m <sup>2</sup> 以下 送電塔、展望塔、ガスタンクなど→15m <sup>2</sup> 以下
冠婚葬祭等の広告物	冠婚葬祭、祭礼のため一時的に表示するもの	○	×	○	○	
催し物用の広告物	講演会、展覧会、音楽会等のために、その会場の敷地内に表示するもの	○	×	×	○	
タクシーに表示される広告物	他者の屋外広告物を表示するもの	○	—	—	○	表示面積は、各側部1m <sup>2</sup> 以下、後部は0.3m <sup>2</sup> 以下
バスに表示される広告物	他者の屋外広告物を表示するもの	○	—	—	○	表示面積は、底部を除く3/10以下で、窓、ドア等のガラス面は不可
自己の自動車又は貨物自動車に表示するもの	自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商品名等を表示するもの	○	—	—	○	
人、動物、車両、船舶に表示する広告物	人、動物、車両（自動車を除く）及び船舶を利用して表示するもの	○	—	—	○	
公共掲示板に表示する広告物	地方公共団体が設置する公共掲示板に、その団体の許可等を得て表示するもの	○	—	—	○	
案内用の広告物	公共目的又は公衆の利便に供する目的のために示す道標、案内図板など	○	×	×	×	許可が必要 表示面積は10m <sup>2</sup> 以下
営利を目的としない立看板など	政治、労働、宗教等の営利を目的としない活動のための立看板、はり紙、はり札、広告旗	×	×	○	○	・はり紙又ははり札の表示面積は1m <sup>2</sup> 以下、立看板(脚部を含む)又は広告旗(表示面に限る)は縦1.8m以下、横0.6m以下 ・広告旗は高さが3m以下で、道路上に突き出さないこと ・表示の始期と終期を明示。立看板、はり札、広告旗の場合は、表示者の氏名、住所も明示。 ・表示期間は15日以内
工事現場の仮囲いに表示される広告物	宣伝を目的とせず、周囲の景観に調和した絵又は写真	○	×	—	○	工事施工者等の氏名、名称、店名、又は商標を表示する場合は、仮囲いの平面積の20分の1以下であること
ガスタンク、水道タンクなどのタンクに表示される広告物	宣伝を目的とせず、周囲の景観に調和した絵又は写真	×	○	—	×	